

駿台史學

第 180号別冊

2023 年12月

論 説

セイラムの魔女狩り

—その勃発の原因と白熱化の要因を探る— …………… 西 村 拓 望 1

伊賀衆の仲介人・山中長俊 …………… 小 野 陽 菜 (1)

駿台史学会会則

第1条 本会は駿台史学会と称し、1951年11月24日に設立された。所在地を東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学文学部共同研究室内とする。

第2条 本会は史学、地理学の研究と普及につとめ、併せて会員相互の親睦を計ることを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会・講演会の開催
- (2) 学会誌、その他刊行物の発行
- (3) 研究資料の交換
- (4) その他必要なる事項

第4条 本会の目的に賛同し、規定の会費を納めるものを会員とする。会員は、会誌に投稿することができる。なお、名誉会員を置くことができる。

第5条 本会の役員は会長1名、幹事長1名、幹事若干名、会計監査2名とする。役員は総会において会員中より選出する。

第6条 役員任期は1年とし再選を妨げない。

第7条 総会は毎年1回行う。ただし幹事会において必要と認められた時は臨時にこれを開く。総会においては役員を選出、前年度事業および決算の報告、ならびに予算その他重要な案件について審議を行う。

第8条 会費は年額3,000円とする。ただし、幹事会員は5,000円とする。なお、名誉会員の会費は免除する。

第9条 会則の変更は総会において出席者の過半数の同意を得て行う。

[付則] 本会則は2019年12月7日より施行する。

セイラムの魔女狩り

—その勃発の原因と白熱化の要因を探る—

西村 拓望

はじめに

1692年1月中旬、アメリカのマサチューセッツ植民地にあるセイラム村で、数人の若い娘が異常な痙攣発作に見舞われた。彼女らは次第に、村に実在する女たちが自分たちを責め苛むと訴え始める。そしてこれを契機に、続々と多くの者が魔女として告発された。セイラムの魔女狩りと呼ばれるこの事件では、最終的に150名を超える者が魔女として告発され、19名が処刑されることとなった。

このセイラムの魔女狩りにおける告発者数は、アメリカで起こった過去の魔女狩りと比較して、異常なほど多い。セイラムの魔女狩りが起こる以前の50年間で、アメリカにおける魔女容疑者の数は合計でおよそ100名程度であったが⁽¹⁾、それに対してセイラムの魔女狩りはたった一年という短い期間で、150名もの魔女容疑者を生み出しているのである。なにゆえこの魔女狩り事件は、過去の魔女狩りにも増して白熱化し、これほどまでに多くの魔女容疑者を生み出したのだろうか。

この疑問を解決すべく本稿では、セイラムの魔女狩りが過去の魔女狩りと比べて過熱した、「白熱化の要因」に着目する。従来の魔女狩り研究では、「何故起こったのか」という勃発の原因を中心に研究が進められてきた。しかし先に見た通り、セイラムの魔女狩りにおける魔女容疑者の数が過去の魔女狩りと比較して異常なまでに多いことを踏まえると、セイラムの魔女狩りを研究する上では、事件が以前のものにも増して過熱していったその過程を無視することは出来ないだろう。この過去の魔女狩りと比べた際の容疑者数の圧倒的な差は、本事件特有の性質によって引き起こされたものだと筆者は考える。このような観点から本稿においては、第一に白熱化の要因を明らかにする。

白熱化の要因を探る上で、本稿ではボイヤーとニッセンボームによる政治経済的分析手法に着目したい⁽²⁾。彼らは、当時のセイラム内に地域闘争と経済格差が存在していたことを明らかにし、セイラム村における魔女容疑者が経済的に富んだ東部地域に暮らしていたこと、及び魔女告発者が貧しい西部地域に暮らしていた傾向にあると主張した。彼らが主張するこの地理的

傾向は、セイラム村の地図上においてははっきりと表されており、彼らが発見した村内における政治経済的対立の有効性を疑う余地はない。

上記の研究は、勃発の原因を考察したものとして他の歴史家からも基本的には高く評されてきた。しかし、彼らのこの分析は、勃発の原因を考察するものとしては適していないと筆者は考える。何故ならこの研究では、魔女狩り勃発の原因として、魔女狩り初期に登場する魔女容疑者が社会的弱者である理由を克明に説明することは不可能なのである。つまり、経済的に富んだ者が魔女容疑者として告発される傾向にあったのだとしたら、何故魔女狩り発生当時の容疑者は社会的弱者ともいえる特徴を擁していたのだろうか。このような疑問を解明する為には、彼らの分析が魔女狩りにおける勃発の原因を考察したものだという前提を捨てさり、セイラムの魔女狩りに対して政治経済的対立が果たした役割を、改めて検討する必要があるだろう。いふならば筆者はここに、白熱化の要因を考察する余地があると考えている。

以上のように、白熱化の要因を解明するにはボイヤーとニッセンボームの研究を糸口にする必要がある。これは逆説的に言わば、白熱化の要因を探ることは同時に、ボイヤーらの研究は勃発の原因を明らかにするものではなかったという裏付けが求められるということの意味する。よって本稿においては、白熱化の要因を明らかにする為にもその前段階として、まずは勃発の原因を明らかにしていく。

勃発の原因を考察する研究は、多様な観点から為されてきた。スターキーはフロイトの理論を用いた心理分析から、魔女狩りを少女たちのヒステリーによるものとした⁽³⁾。また発生原因を、エルゴチズム中毒による幻覚に帰したカボラエルによる研究や⁽⁴⁾、家父長主義に帰すカールセンによる研究がある⁽⁵⁾。また、セイラム周辺に存在したインディアンによる社会不安を勃発の原因とするノートンによる分析など⁽⁶⁾、蓄積する先行研究は枚挙に暇がない。

しかしこれらに共通していえるのは、そのいずれもが魔女狩り当時の人々の魔術観を軽視してしまっているということだ。勃発の原因を解明する上では、この時代における魔術観に着目することが重要だと筆者は考える。魔女狩りに対して、魔術観が重要な役割を果たしていた可能性を示す研究としては、クラッカーの研究があげられる⁽⁷⁾。彼は豊富な裁判記録をもとに、当時人々に恐れられていた魔術というものがいかに裁判において、重要な証拠として扱われていたのかを論証することに成功した。すなわちクラッカーは、裁判において魔女容疑者が、魔術の罪をもとに裁かれていたことを発見した。しかし、ここで疑問が生じる。何故、魔術は人々から恐れられ、裁判における重要な証拠と見なされたのだろうか。その原因としては、魔術という観念を脅威と捉える近世人ならではの魔術観が影響していたと筆者は考える。よって魔女狩りにおける勃発の原因を明らかにするには、魔女狩り当時の時代状況も踏まえ、当時の人々が抱えていた魔術観に着目することが有効的であろう。

以上を踏まえて第一章では、時代背景を如実に反映している聖職者たちの説教や、裁判記録

をもとにして、当時のピューリタンの思想、とりわけ魔術に対する脅威が如何に魔女狩りの勃発に寄与していたのかを論証する。そして第二章では、ボイヤー等の豊富な二次史料を基に、セイラムを中心とする魔女狩り勃発地における人々の対立構造に着目し、それらが魔女狩りにおいて如何なる役割を果たしていたのかを検討する。以上の分析により最終的に、セイラムの魔女狩りにおける勃発の原因と白熱化の要因を明らかにすることを、本稿の目的とする。

第一章 何故セイラムの魔女狩りは起こったのか

第一節 セイラムの時代状況

魔女狩りの発生原因を考察する上で、当時のピューリタンたちが抱えていた危機感は重要な判断材料となる。魔女狩りが起こった17世紀末、ピューリタンは、ニューイングランドの現状が自らの理想から乖離している様を危惧していたが、この宗教にまつわる危機感は、魔女狩りの勃発に大きく寄与していた。ゆえに本節においては、まずニューイングランドの時代状況に目を向ける。

魔女狩りが起こった17世紀末のニューイングランドは、ピューリタンとしての自覚が聖職者により高められていた時代であった。というのもセイラムが属するニューイングランドにおいては、教会の一員になる為に、回心体験告白というものが必要とされた。人の信仰は段階を踏んで最終的に救いの恩寵に至り、その確信を、教会の会衆の前で信仰告白を行い説得的に言葉で立証できるものとし、これが教会の一員となる資格審査として用いられていた⁽⁸⁾。ニューイングランドにおいては、教会員として認められる為には教会の会衆を前にして、自分がいかに救済されたかという恩寵の経験を告白しなければならなかったのである⁽⁹⁾。

ただ17世紀も中ごろにもなると、回心体験告白を行うことの出来ない非教会員が増加することとなる。そしてそれに伴い、1662年には半途契約という制度が導入された。これは、回心体験告白がない者でも「中途会員」として教会の一員になれるという緩和策を意味していた。こうした状況下において、保守的な聖職者たちはあくまでも原点に拘泥した。彼らにとっての原点とはすなわち、回心体験告白を行った自覚的な信仰を持つ信者のみで構成された、聖なる共同体としての純粋な教会を保つことである。半途契約は必ずしも信仰の衰退を表していた訳ではない。半途契約の導入を契機に、より多様な人々が教会の影響圏に置かれるようにもなった。にもかかわらず、保守的な聖職者たちは、当初に掲げた理想と現状のニューイングランドが乖離している事に対して危機感を抱いたことから、人々を啓発する為、エレミヤの嘆きと称される一連の説教を行った。このエレミヤの嘆きに分類される説教には、1673年にインクリース・メイザーによる『災いの日は近い』などがあげられる。彼は、この説教において次の様に語っている。

われわれの植民地は宗教の目的のために建設されたのであった。それなのに、今、われわれが現世への関心にとらわれて、新しい神を選んだとすれば、神の戦さが門口にさしかかっているのもけだし当然であろう。(中略) あたかも主は、災厄という手段によって、われらの大いなる罪の何たるかを、悟らそうとしておられるようだ……⁽¹⁰⁾

メイザーを筆頭に、当時の聖職者たちは危機を説いたが、こうした説教はセイラム村でも見られた。魔女騒動が起こる以前、村の牧師であるサミュエル・パリスは、教会の重要性を強く訴え続け、人々が教会員になる際には厳格な条件を制定した。すなわちパリスは、半途契約を拒絶し、人々に回心体験告白を求めた⁽¹¹⁾。彼が教会を重要視していたのは、1689年に行われた次の説教から見てとれる。

聖礼典を欠席することではなく、軽んじることこそが忌まわしく、破壊的であることを忘れてはならない。それゆえにあなた方は今後、聖礼典にあずからずに生きていくことはできないが、そのような怠慢や省略によって、あなたがたの罪は必然的に増すことになるのだ⁽¹²⁾。

彼らの説教に登場するここでいう「罪」とはなんなのだろうか。これに関してメイザーは、『災いの日は近い』の中で、罪と災いの関係について次のように語っている。

罪 一、神を礼拝することに関して、命じられた事柄をその通り正しく行わなかったことが、この災いをもたらした主要な原因であった。(中略) 諸教会がキリストの定め給うたところを行いに移さず、神のご意思を完全かつ完璧に果たすことを怠るならば、主はその怠慢のゆえに彼らを罰し給うであろう⁽¹³⁾

このメイザーの説教に従えば、いうなれば「罪」とは、キリスト教徒として信仰心が欠落している状態を指す。先の説教のように、メイザーやパリスなど、当時の保守的な聖職者たちは教会の純粋性や回心の重要性を訴え、理想から乖離してしまった現状に危機感を抱いていた。すなわち、ピューリタンに言わせればこれは、災いに直結する罪ともいえる状態であった。そして、このような危機感の中、魔術を用いたとされる者が現れたことにより、ニューイングランドの秩序を乱しかねない魔女という災いが、現実味を帯びてセイラム内に浮上してくるのである。1692年時点においてピューリタンたちは、聖なる教会を実現する上で障壁となる魔女という脅威が実際に現れた事により、今まで以上に危機感を募らせる。そして、ピューリタンにとって脅威である魔女を排斥する為に、彼らは魔女狩りを引き起こしたのではないか。

実際、レイによると、村の告発者の65% (63人中41人) は、教会員やパリス支持者がいる

家庭に属しており、3人以上を告発した積極的な告発者に限っては、76%（17名中13名）が教会の一員だったのである⁽¹⁴⁾。このように、魔女告発者の多くが保守的な教会員だったことから、ピューリタンたちが、当時の宗教危機に基づいて魔女を排斥し始めたのは明らかだと筆者は考える。

第二節 魔術の存在

魔法使いの女は、これを生かしてはならない。という出エジプト記の記述にある通り、古くからキリスト教徒は、占いやまじないなどの行為、いわば魔術を恐れていた。何故なら彼らにとって魔術とは、キリスト教信仰の枠組みから外れた、得体のしれない有害な力を示していた為である。いうなれば魔術に対する傾倒はキリスト教における「罪」であり、信仰の欠落を象徴するものであった。

ゆえに魔術の力を誇示した者は、ニューイングランドにおいて害をなす存在として解釈された。1641年に制定されたマサチューセッツ湾自由法典では、もし男女が魔女であるならば、その者は死刑に処せられるとの規定がある。すなわちニューイングランドにおいて魔術を用いる者は、忌避すべき存在というよりはもはや、神の前において積極的に排除しなければならない存在であった⁽¹⁵⁾。

実際に、17世紀のニューイングランドにおいて、魔術を用いるという評判があった者、ひいては超人的な能力を誇示した者や超常的な現象に関与したとされる者などは、魔女としてみなされた。例えば、マーサ・キャリアという女性は、度々魔術を用いたとして人々の間で悪評がたち、魔女として告発された。1692年の8月には、サラ・アボットとアンドリュー・フォスターにより、以下の様に証言されている。

出産を控えていたとある牛が、私たちの知る限りでは順調に出産したにもかかわらず、その後奇妙な死に方をした。また、ある牛は奇妙で恐ろしい方法で、口から舌を出したまま森から出てきた。このように多くの出来事があったが、マーサ・キャリアの脅しの影響でない限り、私たちにはその理由を説明することができない（サラ・アボットによる証言）

これまでに何度か、マーサ・キャリアが私達を傷つけたと嘆き、まるで骨が折れたり体がねじれたりしたかのように、人々がひどく苦しめられているのを見たことがある。私たちは心の中で、マーサ・キャリアが、魔術行為によって人々を苦しめてきたと思っている（アンドリュー・フォスターによる証言）⁽¹⁶⁾

地獄の女王とも呼ばれて忌み嫌われたキャリアは、こうして様々な魔術の容疑の元に裁判に

かけられ、最終的には処刑された。また、同じく魔女として告発され、処刑に至ったジョージ・バロウズという男も魔術を用いたとされている。彼は聖職者という立場であったが、1692年の4月に告発され、同年の8月に絞首刑に至った。以下は、1692年の4月と9月に残された裁判記録の一部である。

本日、セイラム村のジョナサン・ウォルコットとトマス・パトナムが、両陛下の代理として、また近隣の者数名の代理として、ウェールズのジョージ・バロウズに対し、メアリー・ウォルコット、マーシー・ルイス、アビゲイル・ウィリアムズ、アン・パトナム、エリザベス・ハバード、スザンナ・シュルドンの身体に対して行われた、魔術の諸行為を強く疑っている。上記の者たちの身体に多大な損害がもたらされたとして、ここに裁判を求める

トマス・グリーンズリットという約40歳の証言者は、最近セイラムで処刑されたジョージ・バロウズが、6フィートもある樽、或いはそれくらいの銃を持ち上げ、右手の人差し指をその銃の銃口に差し入れ、その指だけで銃を構えるのを見たと言証する、そしてさらにこの供述者は、ほぼ同時にバロウズが、その片手の指2本を糖蜜樽の口の中に入れて、樽を取り上げ、それを運ぶのを目撃した⁽¹⁷⁾

以上のようにバロウズは、人智を超えた超常的な力を誇示していたことや魔術の容疑を以てして人々から魔女として見なされた。

また、セイラムの魔女狩りにおいて最初に告発されたティチューバも、魔術を行っていた。このティチューバという女性はパリスに従事する奴隷という立場であったが、彼女は、儀式やハーブ、薬の調合など、独自の文化が根付くカリブ海のバルバドス島の出身である。こうした文化は、長い間悪魔と関連づけられていた為に、セイラムの聴衆に対するティチューバの信憑性は、彼女がカリブ・インディアンという文化的背景を持つことで、より高められた⁽¹⁸⁾。また彼女は1692年の2月、恋人のジョン・インディアンと共に魔女のケーキと呼ばれる物を作っていた。メアリー・シブリーという女性の助言の下、ティチューバとジョンは悪魔にとり憑かれた女性の尿とライムギの粉からケーキを作り、犬に食べさせていた。これは、もし少女たちが魔術に冒されているのであれば、犬も彼女たちと同じ発作を起こすに違いないという考えから出たものであった。パリスはこのケーキの事を知ると、彼女を強く責め立てた。何故なら彼女が為した事は、まさしく魔術に該当するものだった。このように、いわばティチューバは、魔術と捉えられうる多くの行為と関連があり、彼女はこの為に告発されたのである。現に1692年2月の裁判記録においてティチューバは、魔術の罪によって連行されたことと記されており、その翌月の尋問の際にも、「あなたは自分の国で魔術を行ったことはあるのか？」と問いただ

されている⁽¹⁹⁾。

以上の裁判記録からも明らかな通り、得体のしれない魔術の存在が浸透してしまえば、いわばキリスト社会の秩序は乱される。ピューリタンはこのように考え、魔術を犯した者を魔女として絞首刑に処したのである。

第三節 裁かれた魔女たち

古くから魔女狩り研究では、誰その姿をした生き霊が現われ、自分を拐かしたなどと告発者が主張する、生霊証拠が魔女裁判における重要な証拠と主張されていた。これは当時の裁判において、生霊証拠を証言した者が数多く存在している為である。ハンセンは生き霊証拠を、当初から極めて説得力を持っていたものと評価しており⁽²⁰⁾、スターキーは、裁判において生霊証拠は、被告の行動の事實的証拠として認められていたとして、これにより多くの善良な男女が悩まされたと評している⁽²¹⁾。

しかし、魔女裁判において生霊証拠は、真に重要であったのだろうか。ここでは、冒頭でも取り上げたクラッカーの研究に着目しよう。クラッカーはまず、生霊証拠の重要性に対して異議を唱えた。彼は、ボイヤー等を始めとする他の魔女狩り研究者が集めた史料と裁判記録を元に、自白をせず、かつ生き霊証拠のみによって告発された被告人たちをまとめた一つの表を制作した。そして、その表において彼は、自白をせずに生き霊証拠のみによって告発された者は、魔女として一切処刑されていなかったことを暴いた。彼に従えば、何人かは逃亡、あるいは獄中で亡くなってしまったものの、生き霊証拠によって告発された殆どの者は何事もなく魔女騒動から逃れていたのである。すなわち、生き霊証拠によって告発され、かつ自白という隠れ蓑を使わない者たちは、従来の研究で言えば周囲を最も危険に晒す特徴を持った人々であったが、彼らは誰一人として魔女として裁かれていなかった⁽²²⁾。

しかし、生き霊証拠によって告発された者が生き延びていたその一方で、魔術を行っていた者は魔女として裁かれた。前述した先のリストに加え、クラッカーは次いで魔術の容疑によって告発された者をまとめた表を作成したが、それによると、裁判において魔術を行った者の多くは処刑に至っていた。セイラムの魔女狩りに関して死刑になった20人は、例外なく魔術の罪を負っていたのである⁽²³⁾。処刑された者の中には、生き霊証拠を寄せられていた者もいる。しかし、生き霊証拠のみに基づいて告発された者たちが一切処刑されていないことを考慮すると、裁判においては生き霊証拠よりも魔術行為の方を重視して、魔女容疑者を裁いていたといえる。

セイラムにて最初に告発されたのは、ティチューバ、セアラ・グット・、セアラ・オズバーンの三人である。しかし、裁判にて最初に処刑されたのは、ブリジット・ビショップという女性であった。彼女には生霊証拠も寄せられていたが、彼女は最終的に魔術の罪により絞首刑に

至っている。ビショップが魔術を行っていたという証拠は、当時の人々によって以下のように証言されている。

セイラムのブリジット・ビショップ、別名オリヴァーに雇われて、彼女が以前に住んでいた古い家の地下室の壁を取り壊す手伝いをしたとき、われわれ供述人は、その地下室の古壁の穴の中に、檻褸と豚の毛で作られた数箇の人形を発見した。それらの中には頭のないピンが幾本も入っており、先端が外に突き出していた…⁽²⁴⁾

こうしたピンを刺された人形は、典型的な魔術行為としての表れである。4月に尋問を受ける際、彼女が受けた告発は様々な魔術行為の疑惑に関するものであるとして、ビショップは「なぜあなたは私たちの前で魔術を行うのか？あなたの体の動きは、苦しんでいる人に影響を与えるようだ」と、度々魔術に関して問いただされている⁽²⁵⁾。そして最終的にビショップは、魔術の有罪が確定し、法の定めるところにより、1692年の6月に絞首刑に至った⁽²⁶⁾。魔女狩りにおいて、最初期に告発された者を差し置いて最初にビショップが処刑されたのは、こうした魔術に関する強い信憑性があったからではないだろうか。こうしたビショップの事例からも、魔女裁判においては魔術の罪が重要視されていたのが見て取れよう。

生霊証拠によって告発された者は、魔女として処刑されていなかった。にもかかわらず、魔術を行ったとされた者の多くが処刑に至っている。これは、ニューイングランドにおいて魔術が脅威とされていたことの表れであり、そうした悪しき魔術を行った者が、魔女としてみなされたということである。このことからやはりセイラムの魔女狩りは、ピューリタン信仰に基づく、魔女排斥運動として引き起こされたものといえる。

第二章 何故セイラムの魔女狩りは白熱化したのか

第一節 セイラムタウンにおける対立

勃発の要因は判明した。よって本章からは冒頭でも述べた様に、従来焦点を当てられてこなかった白熱化の要因を考察していく。魔女狩りが白熱化した要因を考察する上で、セイラムにおける村と町の関係は欠かせない。というのも、農地部分のセイラム村と町部分のセイラム町で構成されたセイラムタウンには様々な格差が存在しており、そうした格差は、確かに魔女狩りの白熱化に寄与していた。

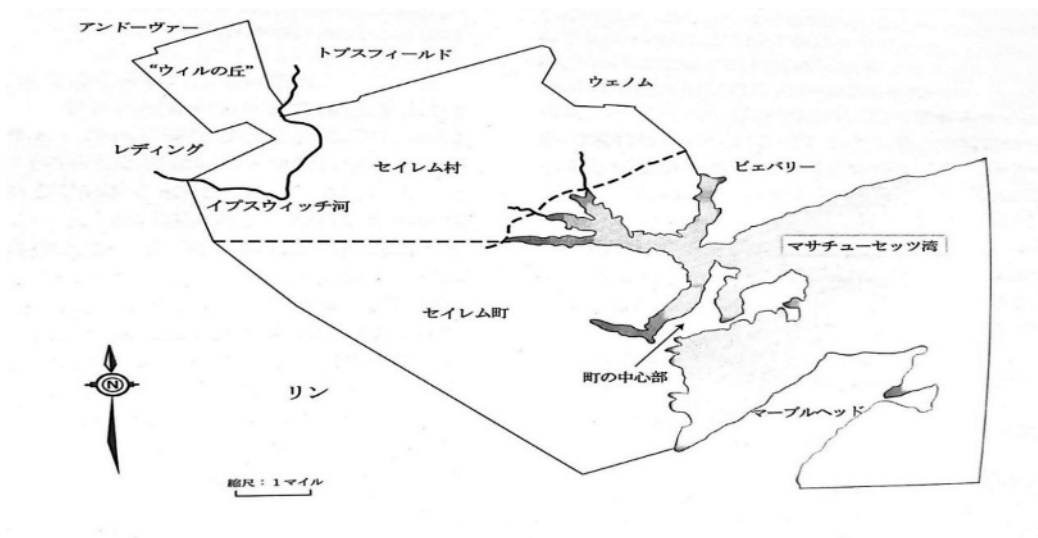


図1 当時のセイラムタウン

出典：ポイヤー、ニッセンボーム（1974）

当時、セイラム町が植民地有数の港町として栄え、その港や水路網を活かして商業に注力し、はるかに経済的な発展を遂げていたその一方で、セイラム村は、商業に対して競争力の劣る農産業に従事する他なかった。こうしたことから、セイラム内では経済格差が生まれ、村は町よりも経済的な後れを取らざるをえなかった。

また、こうした格差は同じセイラム村内においても存在した。それを象徴しているのが、パトナム一族とポーター一族の存在である。セイラム村の西部を代表する名家のパトナム一族は、1680年頃まではセイラム村で最も裕福な一族であったが、1692年においては、一族の長であったトマス・パトナム二世の財産は、村内105家族のうち16番目にまで転落していた⁽²⁷⁾。というのも、東部の農業従事者たちがその地の利を生かして、セイラム町の市場に村の産物を供給することによって、輸出産業の恩恵に与ることが出来た一方で、遠方の西部の農業従事者らはその距離間から、貿易地として栄えるセイラム町の商業に関与することが困難であった⁽²⁸⁾。村の西部を代表するパトナム一族の経済的地位が急落していたのには、こうした背景があげられる。

しかし、そんなパトナム一族とは異なり、着実に富を築いていたのがポーター一族だ。彼らは村の東部に居住していた為に、パトナム一族に比べて地理的な利点を持っていた。彼らはその地の利を活かし、経済的に成長していくのみならず、セイラム町の商業関係者と結婚することで、着実に政治的な発展をも遂げていた。

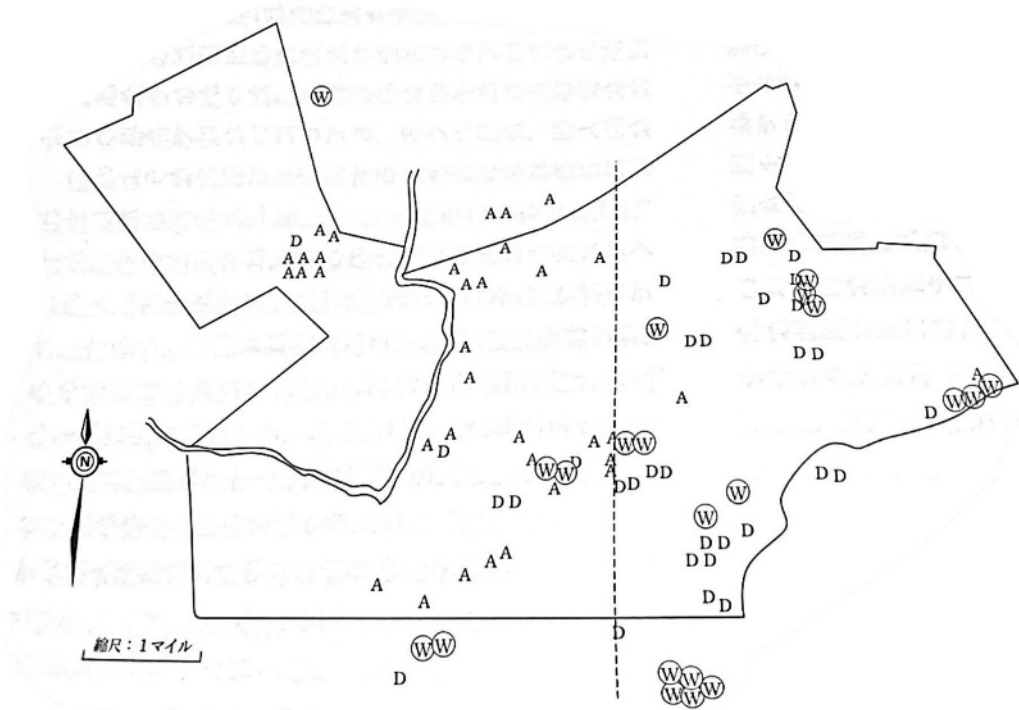


図2 魔女呪術の地図

出典：ポイヤー、ニッセンボーム（1974）

本稿の冒頭でも触れた様に、ポイヤーとニッセンボームは、この政治経済的および地理的対立が魔女狩りに起因しているのではないかと主張する。というのも彼らは、セイラム村の住民の居住地を基に、一つの地図を作成した。（地図2）彼らが提唱したこの地図を見ていくと、魔女告発者は村の西部に集中し、魔女容疑者が村の東部に集中しているのがよくわかる⁽²⁹⁾。この図ではAが魔女告発者、Wが告発された魔女容疑者、Dが魔女容疑者を擁護した者を示しているが、よく見ると、魔女容疑者の内訳は東部に12人、西部に2人。魔女を告発した者の内訳は東部に2人、西部に30人。魔女容疑者を擁護した人の内訳は東部に24人、西部に5人となっている。実際、魔女狩りにおいては、西部に居を構えるパトナム一族が魔女狩りを推し進めたサミュエル・パリスを支持し、魔女狩りに積極的に関与していた一方で、東部のポーター一族は反パリス派に属し、魔女狩りには消極的な姿勢を示していた⁽³⁰⁾。すなわち彼らのこの地図により、一つの傾向として、魔女告発者が経済的に貧相な西部に集中していたこと、及び魔女容疑者が経済的に恵まれていた東部に集中していたことが判明した。

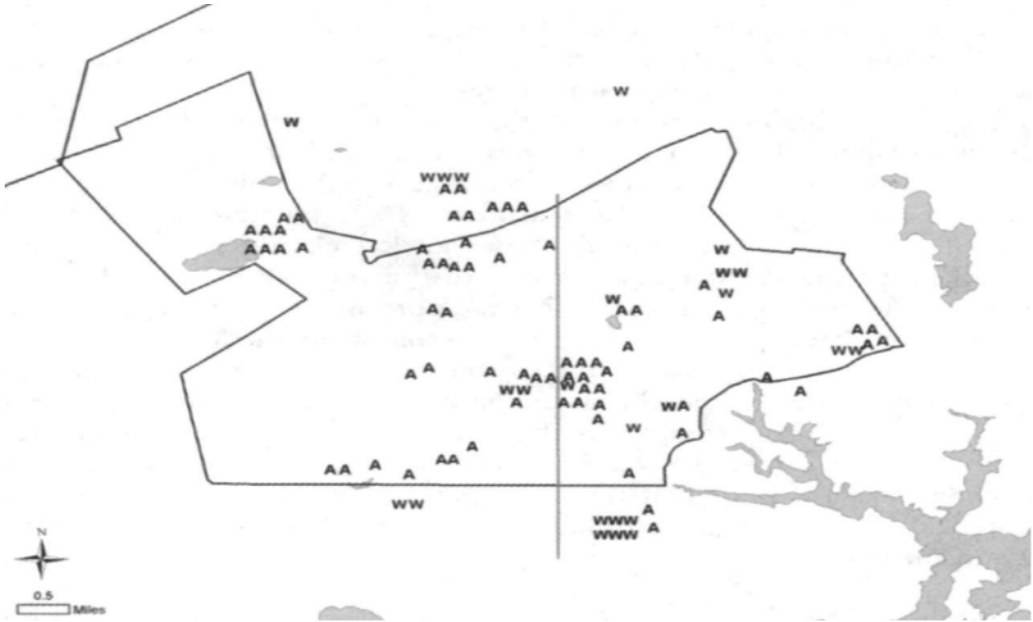


図3 セイラムタウン及びその周辺における告発者と魔女容疑者の分布

出典：レイ (2008)

しかし他方で、レイは、ボイヤーとニッセンボームが作成したこの地図には誤りがあるとし、批判を唱える。彼は、セイラム村における魔女告発者と魔女容疑者の分布を再構成し、村の地理的状況と経済格差について独自の見解を主張した。結果、レイは西部に40人、東部に28人の告発者がいたとして、魔女狩りの状況は東西において、一概に偏っていたとはいえないと述べる⁽³¹⁾。(地図3)確かに、ボイヤーらが提唱した地図と比較すると、告発者の偏りはやや弱くなっているといえる。

またレイは、セイラム村の経済格差についても異議を述べる。彼はセイラム村の記録簿の税率情報をもとに、魔女狩り発生直前のセイラム村の経済状況に着目した。彼によると、当時のセイラム村の最も低い課税水準の世帯は西部に26世帯、東部に13世帯。中位の課税水準の世帯は西部に12世帯、東部に15世帯。上位の課税水準の世帯は西部に6世帯、東部に7世帯と、最下層の経済状況を除けば村の富の分布は均質的だといふ⁽³²⁾。

以上のように、レイはボイヤーらの主張に厳しく批判を寄せた。しかし、こうした彼の研究を踏まえても、現状セイラム村における地域格差や告発者の偏りは完全には否定しきれていないだろう。何故なら、魔女告発者の多くはレイの修正後の地図であっても、依然として西部に多く、また、当時の村の経済状況もやはり西部は東部と比較して劣っている。東西における最高税率層と中間税率層の人数差は大きな違いではないだろうが、低税率層が西部に集中していることを踏まえると、当時の村の経済状況はやはり重要視せざるを得ない⁽³³⁾。その為、ボイヤー

とニッセンボームの研究から、地域闘争が魔女狩りに一定の効力を発揮していた可能性は非常に高いと言えよう。

第二節 地域闘争・内部分裂が果たした役割

地域闘争が魔女狩りに関与しているという考察は、セイラム近隣の町であるアンドーヴァーの事例がそれを更に証明する。というのもセイラムの魔女狩りという事件は、あくまでもセイラムタウンを中心に起こった一連の魔女狩り事件で、セイラムだけでなくその周辺の町々でも魔女騒動を引き起こす広範囲なものであった。実際にセイラムの魔女狩りでは、およそ25の地域にわたって、魔女容疑者が確認されている⁽³⁴⁾。

ただ、たいいていの地域においてこの魔女騒動は、すぐに鎮静化しており、犠牲者も僅かであった。セイラムの魔女狩りという事象において、魔女騒動が起こった3分の1以上の地域では、起訴された人数は僅か1人で、半数以上の地域では3人以上起訴されることがなく、多めに魔女が起訴されたのはグロスターの9件で、次に多いのはレディングの7件となっている⁽³⁵⁾。

しかしそんな中、セイラムとアンドーヴァー、この二つの地域においてのみ、とりわけ魔女容疑者の数が多い。これはなにも、タウンの規模によるものではない。17世紀末のアンドーヴァーの人口は600～700人と推定されており、セイラム村は600人余り、セイラム町は1683人である。それに比べて、人口7000人近いボストンには2つの告発があるだけで、アンドーヴァーとほぼ同じ人口のウォバムでは、3人の魔女が告発されただけであった⁽³⁶⁾。このことから、他の地域と比較してセイラムとアンドーヴァーで告発が多かったのは、決して人口比によるものでもないことがわかる。

では、何故セイラムとアンドーヴァーにおいて、魔女狩りはこんなにも白熱していたのか。この両地域の特徴としては、そこに人々の内部分裂が根付いていたという事が挙げられる⁽³⁷⁾。セイラムにおける対立構造は先に見た通りだが、実はアンドーヴァーでも、これに類似した対立が見られた。その内部では、教会の設立場所を巡る人々の対立や、牧師の就任をめぐる騒動が起きていたのである。例えば北部と南部においては、対立構造が存在した。というのも、内紛の多くは教会を巡って起こったものであり、南部の人々は、北部に位置する集会所が自分たちからすれば遠く不便だと不平を漏らしていたのである⁽³⁸⁾。

以上のことを踏まえた上で筆者は、セイラムとアンドーヴァーの実情を、魔女狩りの発生原因ではなく、白熱化の証明に適用する。先の通り、セイラムとアンドーヴァーにおいては人々の対立構造が存在しており、この二つの地域でのみ、とりわけ魔女狩りが白熱化していた。この事実からは、地域闘争や内部分裂こそが魔女狩りを白熱化させていたと推察出来よう。1692年における魔女騒動自体は、多くの地域で起こる普遍的な出来事であった。故に、ポイヤーらが見出した地域闘争それ自体は、魔女狩りの発生原因そのものではないといえる。事実、魔女

狩りの初期における犠牲者は社会的立場の低い者たちであり、地域闘争とは無縁の人物たちが主だった。セイラム村における最初期の犠牲者は、カリブ・インディアンのティチューバ、物乞いのセアラ・グッド、老人のセアラ・オズバーンと、どの人物も魔女狩りに対して真っ先に狙われる、典型的な社会的弱者たちであった。これらのプロフィールからして、彼女らが対立構造の中心を担うような人物だったとは考えられない。内部分裂の兆候が見え、白熱化の様相を呈してくるのは、魔女騒動が起こった後になってからである。セイラムでは、魔女狩りによって犠牲者の数が増えると共に、犠牲者の傾向にも変化が起きてきた。ティチューバら最初の三人が告発されて以降は、次第に土地所有者の妻といった富裕層が告発されるようになった⁽³⁹⁾。経済的な利害や地域闘争などの社会的要因が関与しているとすれば、それは後々の話であろう。

何も始めから、地域闘争が魔女狩りに影響を与えていたわけではないが、魔女狩りが勃発した地域において、そこに人々の対立構造が発生すると魔女狩りは一際白熱化する。セイラムとアンドーヴァーの実情が、それを証明している。セイラムの魔女狩りが、アメリカにおける他の魔女狩りと比較して白熱化していたのは、こうした地域闘争や内部分裂の為であったといえよう。

おわりに

本稿では、セイラムの魔女狩りに対する勃発の原因と白熱化の要因を探った。その結果明らかになったのは、第一にセイラムの魔女狩りは、当時のピューリタン信仰に基づく魔女排斥運動として引き起こされたものであったということである。とりわけ、魔女告発者の多くが保守的な教会員だったことや、魔女容疑者らが魔術の罪により裁かれていたことは、そのことを如実に反映している。

そして第二に、大抵の地域において魔女騒動はすぐに鎮静化しており、犠牲者もごく僅かであったが、セイラムとアンドーヴァー、タウン内で地域闘争等の問題を抱えているこの二つの地域においてのみ魔女騒動は過熱した。すなわちこれは、地域闘争に代表される、人々の対立構造こそが白熱化のメカニズムを担っていたということだ。セイラムの魔女狩りがアメリカ最大の魔女事件と呼ばれるまでに過熱化した背景には、こうした事情があげられる。

従来の研究において、白熱化の要因は勃発の原因ほど脚光を浴びてこなかった。その為、ホイヤーらが着目した政治経済的背景は、他の歴史家から勃発の原因として取り上げられたことによって、勃発の原因と白熱化の要因が混同され、レイ等の歴史家からは一部批判を寄せられることもあった。しかし本稿で判明したように、この二つはそれぞれ異なるものであった。勃発と白熱化、この二つのメカニズムを混同してしまえば、セイラムの魔女狩りを誤ったまま解釈することになるだろう。そうした意味で本研究は、今後の魔女狩り研究に対し、白熱化の

要因を探ることの意義を提示するものであったといえる。

注

- (1) Frederick C. Drake, "Witchcraft in the American Colony, 1647-62," *American Quarterly*, 20 (1968): 697.
- (2) Paul Boyer and Stephen Nissenbaum, *Salem Possessed: Social Origins of Witchcraft* (Cambridge: Harvard University Press, 1974) (ポール・ボイヤー, スティーヴン・ニッセンバーム, 山本雅訳『呪われたセイレム: 魔女呪術の社会的起源』溪水社, 2008年)
- (3) Marion L. Starkey, *The Devil in Massachusetts: a Modern Enquiry into the Salem Witch Trials* (New York: Alfred A. Knopf, 1949) (マリオン・L・スターキー, 市場泰男訳『少女たち ちの魔女狩り マサチューセッツの冤罪事件』平凡社, 1994年)
- (4) Linnda R. Caporael, "Ergotism: The Satan Loosed in Salem?" *Science*, 192 (1976): 21.
- (5) Carol F. Karlsen, *The Devil in the Shape of a Woman: Witchcraft in Colonial New England* (New York: W.W. Norton & Co Inc, 1998).
- (6) Mary B. Norton, *In The Devil's Snare: The Salem Witchcraft Crisis of 1692* (New York: Random House, 2003).
- (7) Wendel D. Craker, "Spectral Evidence, Non-Spectral Acts of Witchcraft, and Confession at Salem in 1692," *The Historical Journal*, 40 (1997): 342.
- (8) 大西直樹『ニューイングランドの宗教と社会』彩流社, 1997年, 31頁。
- (9) 同書, 21頁。
- (10) 大下尚一訳・解説『アメリカ古典文学 15 ピューリタニズム』研究社, 1976年, 311-313頁。
- (11) Richard Latner, "'Here Are No Newtters': Witchcraft and Religious Discord in Salem Village and Andover," *The New England Quarterly*, 79 (2006): 98.
- (12) James F. Cooper and Kenneth P. Minkema, eds., *Sermon Notebook of Samuel Parris 1689-1694* (Boston: Colonial Society of Massachusetts, 1994), 49-50. [https://www.colonialociety.org/node/1466#ch04\(2023.8-13\)](https://www.colonialociety.org/node/1466#ch04(2023.8-13))
- (13) 大下前掲載書, 303頁。
- (14) Benjamin C. Ray, "Satan's War against the Covenant in Salem Village, 1692," *The New England Quarterly*, 80 (2007): 89.
- (15) Drake, "Witchcraft," 711.
- (16) Paul Boyer and Stephen Nissenbaum, eds., *The Salem Witchcraft Papers: Verbatim Transcriptions of the Legal Documents of the Salem Witchcraft Outbreak of 1692* (Boston: Da Capo Press, 1977), no.024, [https://salem.lib.virginia.edu/category/swp.html\(2023.8-13\)](https://salem.lib.virginia.edu/category/swp.html(2023.8-13))
- (17) Boyer and Nissenbaum, *The Salem Witchcraft Papers*, no.022, [https://salem.lib.virginia.edu/category/swp.html\(2023.8-13\)](https://salem.lib.virginia.edu/category/swp.html(2023.8-13))
- (18) Elaine G. Breslaw, "Tituba's Confession: The Multicultural Dimensions of the 1692 Salem Witch-Hunt," *Ethnohistory*, 44 (1997): 536.
- (19) Boyer, and Nissenbaum, *The Salem Witchcraft Papers*, no.125, [https://salem.lib.virginia.edu/category/swp.html\(2023.8-13\)](https://salem.lib.virginia.edu/category/swp.html(2023.8-13))
- (20) ハンセン前掲載書, 95頁。
- (21) スターキー前掲載書, 58頁。
- (22) Craker, "Spectral Evidence," 340.
- (23) *Ibid.*, 342.
- (24) ハンセン前掲載書, 157頁。

セイラムの魔女狩り

- (25) Boyer and Nissenbaum, *The Salem Witchcraft Papers*, no.013, [https://salem.lib.virginia.edu/category/swp.html\(2023.8-13\)](https://salem.lib.virginia.edu/category/swp.html(2023.8-13))
- (26) *Ibid.*, no.013, [https://salem.lib.virginia.edu/category/swp.html\(2023.8-13\)](https://salem.lib.virginia.edu/category/swp.html(2023.8-13))
- (27) 塩尻和子「セーラム魔女裁判にみる共同体の役割」『東京大学宗教学年報』16巻（1991年），18頁。
- (28) ボイヤー， ニッセンボーム前掲載書， 103頁。
- (29) 同書， 38-39頁。
- (30) 同書， 124-129頁。
- (31) Benjamin C. Ray, "The Geography of Witchcraft Accusations in 1692 Salem Village," *William and Mary Quarterly*, 3rd Series, 65 (2008): 468.
- (32) *Ibid.*, 470 ~ 471.
- (33) Paul Boyer and Stephen Nissenbaum, "'Salem Possessed' in Retrospect," *William and Mary Quarterly*, 3rd series, 65 (2008): 528.
- (34) Richard Latner, "The Long and Short of Salem Witchcraft: Chronology and Collective Violence in 1692," *Journal of Social History*, 42 (2008): 138-139.
- (35) *Ibid.*, 146.
- (36) Latner, "'Here Are No Newters'," 122.
- (37) Latner, "The Long and Short of Salem Witchcraft," 143.
- (38) Latner, "'Here Are No Newters'," 107.
- (39) ボイヤー， ニッセンボーム前掲載書， 35頁。

伊賀衆の仲介人・山中長俊

小野 陽 菜

はじめに

本稿の目的は、戦国織豊期の忍び・伊賀衆にかかわる「山中長俊」という人物に焦点をあて、その実態を未発表の史料を用いて明らかにすることである。

筆者は戦国の忍び・伊賀衆をテーマに卒業論文を執筆した。先行研究を踏まえつつ、『伊賀市史』^①を中心に史料を集めて自分の説を確立させていった。具体的には、「伊賀衆」とはどのような立場の者たちでどのような活動をしていたのかといったことを推定し、未だ曖昧な部分が多い「伊賀惣国一揆」・「伊賀惣国一揆掟書」について考察を行った。また、織田家や甲賀国との関係についても研究した。特に、織田家に関しては伊賀衆と複雑な関係であったことを明らかにすることができた。敵対期間中に、伊賀衆を傭兵として雇っていたりしていたのである。また、その際に雇った側として記されていたのが、柴田勝家や後の豊臣秀吉であった。^②そして、時代を下っていくと、伊賀衆は再び柴田勝家に雇われて活動していたことも分かったのだが、その柴田勝家と伊賀衆を繋ぐ役割を担っていた

者がいた。その者こそ、山中長俊である。

さて、そもその山中長俊という人物についての基本情報だが、齋藤氏によると、

山中長俊は天文一六年近江に生まれ、橘内と名乗り、初め佐々木承禎に仕え、後柴田勝家・丹羽長秀を経て、豊臣秀吉に仕えた。天正末年から文禄・慶長年間にかけて、秀吉の右筆・代官として活躍し、文禄二年一〇月三日には従五位下山城守に叙任されている。慶長五年の関原戦には西軍に属して改易され、同一二年六一才で死去している。^③

とのことである。仕える相手がよく変わっている。そして、後掲の【史料一】・【史料二】・【史料三】からは羽柴秀吉と柴田勝家の戦いにおいて柴田勝家陣営にいたということが分かる。つまり、ギリギリまで柴田勝家に仕えていたということになるであろう。そのことを踏まえると、その後丹羽長秀を経てはいるものの、敵方であった豊臣秀吉に仕えてそのうえ「右筆・代官」という地位まで任されているというのが特徴的である。

しかし、現代においてこの山中長俊という人物、齋藤氏も「山中

長俊に関する研究は管見の限りきわめて少ない」と述べていたが、研究はまだまだあまりされていない様子で、どのように仕える人物を変えていたのかといったことも含めて、詳細な部分が判明してないのである。例えば、豊臣秀吉に仕えていた時代ならば右筆・代官という仕事をしていたことが少なくとも分かったが、さて、柴田勝家に仕えていた時代にはどのような仕事を任されていたのかについてとなると判明していないようなのである。

そこで、本稿では、柴田勝家に仕えていた時代の山中長俊が具体的にどのようなことをしていたのかについて探ってみることにした。しかし、柴田勝家に仕えていたその期間の正確な年代についてさえ知ることができなかった。そのため、斎藤氏の豊臣期における山中長俊について研究されていた論文において、検討対象年代を天正一八年（一五九〇）以降に定めていたことを参考にして、丹羽長秀時代が含まれてしまうものの天正一八年（一五九〇）以前をひとまずの史料搜索範囲、検討対象年代とした。⁵⁾

また、山中長俊の「山中氏」⁶⁾と言えは甲賀の者であり、それに関する研究はさかんであったようなのだが、本稿においては一族ではなくあくまで山中長俊一個人のみに焦点を絞るために、そちらの研究には触れずに進めていく。

一 『伊賀市史』内の山中長俊

ここでは本論の前提として既存の史料集からわかる山中長俊の動きを整理しておく。その中で山中長俊は、次のように登場していた。

【史料二】「佐久間盛政書状写」⁷⁾

従伊賀国、山中橋内⁸⁾かた迄使者御座候、路次⁹⁾おゐて則様体承候、幸之義¹⁰⁾御座候条、能々御内存被仰聞忝存候様被成御馳走候て、御かへし有之様¹¹⁾と存知置候、委細首尾吉内¹²⁾可得御意候、此等之趣可預御披露候、恐々謹言、

閏正月（天正十二年）十日

¹³⁾佐久間 盛政（花押影）

小嶋志摩入道殿¹⁴⁾

これは、天正一一年（一五八三）閏正月以降、伊賀衆が羽柴秀吉と柴田勝家の対立に際して柴田勝家に味方している事例に関する史料である。¹⁵⁾「従伊賀国、山中橋内¹⁶⁾かた迄使者御座候」と、伊賀国から「山中橋内」へ、つまり、山中長俊へ使者が遣わされている。そして、「委細首尾吉内¹⁷⁾可得御意候」と、山中長俊が「委細首尾」等々を処理するような立場であることが読み取れる。

また、【史料一】と同じく羽柴秀吉と柴田勝家の戦いに関する次の書状において、

【史料二】「柴田勝家書状写」¹⁸⁾

伊賀衆働之事、信楽・田上・和束・田原、何之口ニても見合、

火急二行專一候、彼面動次第石所々可宛行候、向後不可有相違候、得其意可申涉候、(佐久間盛政)尚佐玄・(柴山秀現ママ、規)徳五可申候、(柴田)恐々謹言、

三月三日

山中橋内殿(長俊)

勝家(柴田)(花押影)

と、「伊賀衆働之事」などと述べられているように、最初のコンタクトだけでなく伊賀衆を雇用するうえでの交渉等にも関わる立場であったようである。「信楽・田上・和東・田原、何之口ニても見合、火急二行專一候」とあり、諸口いずれの口にも見合う、火急に行くことが専一だと、柴田勝家がなかなか差し迫った状況で伊賀衆を頼っていたことが読み取れる史料ではないだろうか。⁽¹⁾

そして、文末に述べられている「尚佐玄・徳五可申候」の添え状においても、

【史料三】「徳山秀現・佐久間盛政連署添状写」⁽²⁾

就伊賀衆働之儀、信楽・田上・和東・田原之儀、調略共於令首尾後、所々可被宛行候、并一ヶ条御褒美知行分、如御直書、向後聊不可有相違候、於兩人不可如在候、其段被入念、才覚肝(柴田)煎候、恐々謹言、

三月三日

山橋内殿(御宿所)

秀現(柴山)(ママ、規)(花押影)
盛政(佐久間)(花押影)

といったように、「伊賀衆働之儀」について詳しく述べられている。また、よく使われる言葉かもしれないが、「入念」や「才覚肝要」

等、やはり伊賀衆が必要とされていた現場は緊張感のある雰囲気であったことが読み取れた。

これら三つの史料より、山中長俊は、重要な場面で伊賀衆の雇用に関わるものを一手に受けていた人物ということが考えられる。

二 柴田勝家時代の二史料

柴田勝家に仕えていた時代の山中長俊について知ることのできる史料を探した結果、二つのくずし字史料を見つけたことができた。よってここでは、その二つの史料を解読して内容を読み取り、考察したことを述べていく。

一つ目の史料は天正八年(一五八〇)の「柴田勝家書状」(史料四)である。この史料は、東京大学史料編纂所が影写本を所蔵しており、同所データベース上で公開している。また、底本は「伊佐早謙採集文書」であるが、今回は影写本のみを閲覧した。原文は次の通りである。

【史料四】「柴田勝家書状」⁽³⁾

加州凶徒等為成敗令出馬、方々申付段、可有其聞候、然者金澤一城候、是又則時可相果候、今般河豊備可有如何旨尋遣候、北陸道平均之基此時候条、有異見以無二之覚悟、被助手之様二御才覚專一候、於被抽忠切者以来御身上之儀○請取申候於委細者口状相含差越山中久藏候、猶佐久間玄蕃山中橋内可申候、
恐々謹言

(天正八年)

閏三月二十四日

柴田勝家(花押)

山田修理亮殿

若林宗右衛門殿

進之候

書状の概要は次のようになる。柴田勝家は加賀国の凶徒たちを成敗するために出勢していた。そして、この書状の時期には金沢は一城のみとなっており、これもすぐに終わると考えられていた。また、河田長親の備えがどのようなか尋ねたことや、相手(宛所の二人)の忠節を受け取っていることなどが述べられている。使者は、山中久蔵・佐久間盛政・山中長俊の三人である。

続けて二つ目の史料は、一つ目の史料「柴田勝家書状」の添え状である天正八年(一五八〇)の「佐久間盛政等三名連署状」(史料五)である。この史料も「柴田勝家書状」と同じく、東京大学史料編纂所が影写本を所蔵しており、同所データベース上で公開している。また、底本も同じく「伊佐早謙採集文書」であるが、今回は影写本のみを閲覧した。原文は次の通りである。

【史料五】「佐久間盛政等三名連署状」^①

就登州御備之儀、勝家以直書被申候、当表弥如存分被申付段、定而可有其聞候、此刻被助手、御入魂之様ニ御異見肝要候、其國能州歴面之衆不残在陣候、其外何茂同心候、御分別此時候、委儀山久蔵可被申候、御存之儀候間、無御^(論)者御返答專一候、

兎角不及御思唯^(論)御動連々候者、自然御後悔之儀、不可有其詮候処、早速ニ可有御馳走候、早急御両所不可過御才覚候、御身上之儀 公儀 修理亮丈夫ニ請取被申候、当口御警固之儀被仰付上者、従此方被申上通、可令首尾候、無二之御覚悟旨以可被引地事、此節候、為両三人相^(等)可申旨候之間、如此候、旁近々可申述候、恐々謹言、

(天正八年)

閏三月廿五日

山中橋内長俊(花押)

中村聞下齋宗教(花押)

佐久間玄蕃助盛政(花押)

山田修理亮殿

若林宗右衛門尉殿

御宿所

この書状は、【史料四】の添え状として、意向が詳しく述べられている。親密にやり取りすることの重要性を説きつつ、決断するときは今だとして能登国の備えについてすぐに返答するよう伝えている。また、後悔はさせないことや身上は柴田勝家が確実に受け取ったこと、当口の警固を命じられた際の処理方法についても伝えている。

端的にこの二つの史料の内容を述べると、「加州」・「凶徒」といった文字や、天正八年(一五八〇)という年代などから、柴田勝家の加賀国平定に関係するものであると推測した。『加賀市史』に

よると、まず、天正三年（一五七五）八月、織田信長は越前を平定したその余勢を駆って加賀にも迫ったという。⁽¹⁵⁾ その際に加賀の一向一揆は敗北したのだが、それ以来上杉謙信と和したことで、上杉・一向一揆と織田信長の対立といった構図になった。⁽¹⁶⁾ そして、天正八年（一五八〇）四月の停戦を目前に、織田勢の柴田勝家は一斉に攻勢をとり、たちまち金沢御坊を陥落させた。⁽¹⁷⁾ 【史料四】の「然者金澤一城候、是又則時可相果候」とは、この金澤御坊の即時陥落のことであり、相手に圧力をかけているものと考えられる。実際に陥落されていることから、それは効果的であったのではないだろうか。

また反対に、【史料四】から「於被抽忠切者以来御身上之儀」⁽¹⁸⁾「請取申候」、【史料五】からは「自然御後悔之儀、不可有其詮候処」「御身上之儀 公儀 修理亮丈夫ニ請取被申候」といったように、ただ圧力をかけるだけでなく安心させようとしている部分も読み取れた。山中長俊は、柴田勝家の使者三人のうち一人として登場していた。使者としてこの複雑な交渉を実際にこなしていたものと考えられる。このような交渉をされた相手である宛所の二人はどのような立場の者だったのかについては、次の章で詳しく述べる。

三 山田修理亮と若林宗右衛門尉

前章を踏まえつつ、ここでは両方の史料の宛所である山田修理亮殿と若林宗右衛門尉殿に注目する。しかし、両者ともどのような人

物であったのか先行研究等からは判明しなかったため、他の史料にあたり自身で人物比定から行った。

すると「長尾系図」内に、まず、山田修理亮の文字を見つけることができた。

【史料六】「長尾系図」

（前略）

謙信様御譜代古志之侍衆

長尾紀伊守

長尾和泉守

長尾左馬助

小越平左衛門

庄田九郎三郎

山田修理亮

百束左馬助

右七人衆河田豊前守組御預ケ被指置。此外侍分八十騎。何茂御

譜代之衆也。（後略）

「謙信様御譜代古志之侍衆」七人の右から六人目である。この「謙信様の御譜代の古志の侍衆」は「古志長尾氏侍衆」だと考えられる。よって、「古志長尾氏」について調べてみることにした。『長岡市史』によると、普段は京都に住んでいた越後の守護である上杉氏の代官として、越後の各地に住み着いた者たちが存在したが、その者たちの中でも最大の勢力だったのが長尾氏であった。⁽¹⁹⁾ 長尾氏

は、鎌倉時代から上杉に従っている古くからの家臣であり、室町時代を通して各地に住み着き支配の核をつくっていったのだが、その各地の中でも古志郡に入り拠点を置いた景春という人物が古志長尾氏の始まりとなった⁽²⁰⁾。そして、時代は進み戦国時代、長尾景虎に越後に招かれた河田長親が古志長尾氏を継ぐことになり、新たに古志長尾家の家臣も多数加えられた⁽²¹⁾。つまり、山田修理亮は、古志長尾氏の家中であったところ、後に河田長親に仕えることになった者と考える。

また、山田修理亮が河田長親に仕えていた人物であったという主張を強めることができ、宛所二人への理解をさらに深めることができるであろう史料を見つけることができた。天正七年（一五七九）の「上杉景勝書状」である（史料七）。東京大学史料編纂所が影写本を所蔵しており、同所データベース上で公開している。また、底本は「伊佐早謙採集文書」であるが、今回は影写本のみを閲覧した。原文は次の通りである。

【史料七】「上杉景勝書状」

舊冬於糸魚川之地、豊前守如兼約去十六被打立候哉、無心許候、於届碎者先達若林宗右衛門二相合候也、扱又爰元備無異儀候、去十六日向高津及行、同廿日責落之、河東之壹令破却得彼地人数入置候、然者豊前守出勢之事堅就約諾、下郡へ遣飛脚始齋藤下野守其外揚河北之人数悉相催二月上旬可打上之段、参合候条其首尾無相違候様、異見簡用候、猶萬吉重而穴賢く、

（天正七年）

正月廿六日景勝（花押）

若林宗右衛門とのへ

山田修理亮とのへ

小越平左衛門尉とのへ

嶋倉左馬助とのへ

小幡九兵衛尉とのへ

この書状は、昨年（天正六年）の冬に河田長親が一月一六日に出勢することを約束したが、それに対して心許無く思っていたということ、さらに自分達の現況を伝えつつ、下郡へ飛脚を遣わして齋藤下野守朝信・その他揚河北の人々もせきたてることで、二月上旬には戦いを終わらせて参会する予定だということが述べられている。また、この書状を届けるにあたって「若林宗右衛門」が詳細を伝える役割を担っていたことが分かる。

端的に述べると、この書状は「御館の乱」⁽²²⁾と関係しているものであった。「豊前守」、つまり河田豊前守長親の状況を尋ねて、念を押しているようである。宛所の五人は、史料の内容自体と、既に明らかにした山田修理亮と同じく「長尾系図」に載っていた「小越平左衛門」もいえることから、おそらく五人とも河田長親に仕えていた者たちだと考えられるだろう。よって、「柴田勝家書状」と「佐久間盛政等三名連署状」の宛所のもう一方、「若林宗右衛門」も、河田長親に仕えていた者だと考える。

また、河田長親と家臣の関係性が分かるものとして、『長岡市史』によれば、「越中の陣で戦っていた河田長親は、敵方の織田信長から上杉氏に背くように誘われたが配下の山田修理亮などの説得によって景勝を支援することになった」という出来事があった。特に山田修理亮は、河田長親の家臣たちの中でも力を持っており、説得をしてそれを受け入れてもらえるような良い関係性を築いていた人物と考えられるのではないだろうか。また、実際に、河田長親の側近としての働きやこの御館の乱における功績が評価されてか、後に独立した武将としての扱いも受けるようになった。つまり、山中長俊らが裏工作を行った先の人物の少なくとも一人は、それほどの力を持っていた人物であったということが分かった。

以上を踏まえながら、改めて「柴田勝家書状」と「佐久間盛政三名連署状」について検討すると、先に述べた通り、この二つの史料は柴田勝家の加賀国平定に関するものであった。そして、宛所の二人は河田長親に仕えていた者、上杉側の人間ということであった。つまり、織田側の人間が、戦っている相手であるはずの上杉側の人間に送った書状ということになる。加えて、内容を改めて見てみると、「今般河豊備可有如何旨尋遣候」「就登州御備之儀」と、本来は知るはずのない敵側の準備状況について尋ねていることが分かる。また、「御身上之儀 公儀 修理亮丈夫二請取被申候」といったように、内通する様子も見受けられる。「公議」は、ここでは織田信長権力のことだと捉えた。すると、「織田信長権力」の柴田勝家

が「確実に」受け取ったと伝えたこととなり、決してその場限りで軽く行われたものではないことが分かる。「於被抽忠切者以来御身上之儀○請取申候」と、相手から忠節を受け取ったことについて述べられていたことから、この内通は相手を騙すことでただ情報を引き抜くといったものではなく、人自体を引き抜くことを目的としていたと考える。山中長俊を含む柴田勝家から仕事を任されている三名は、特に役割を持ってこの戦の作戦に携わっていたことが読み取れるであろう。

つまり、柴田勝家に仕えていた時代の山中長俊は、このような人の引き抜き、裏工作をすることもあったということが分かった。柴田勝家から豊臣秀吉といったように、敵対勢力に属していたという経歴であるにもかかわらず右筆といった地位まで与えられていたのは、そのような能力が高く評価された可能性もあるのかもしれない。

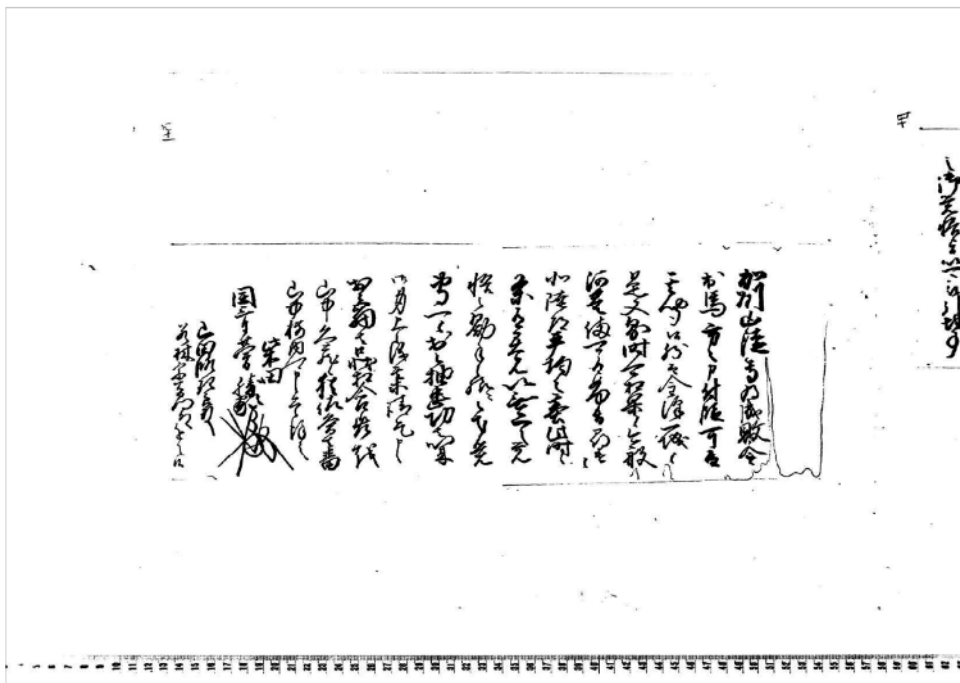
おわりに

伊賀衆と柴田勝家の仲介人をしていたという以外、いまだ不明な点が多かった山中長俊について、東京大学史料編纂所のデータベースより得た計三つのくずし字史料を中心に、柴田勝家に仕えていた時代の活動の一端を解明することができた。それは、戦における人の引き抜き等の裏工作を担っていたというものであった。忍びの雇人や人の引き抜きといった、作戦に深く関わってくる重要な仕事を

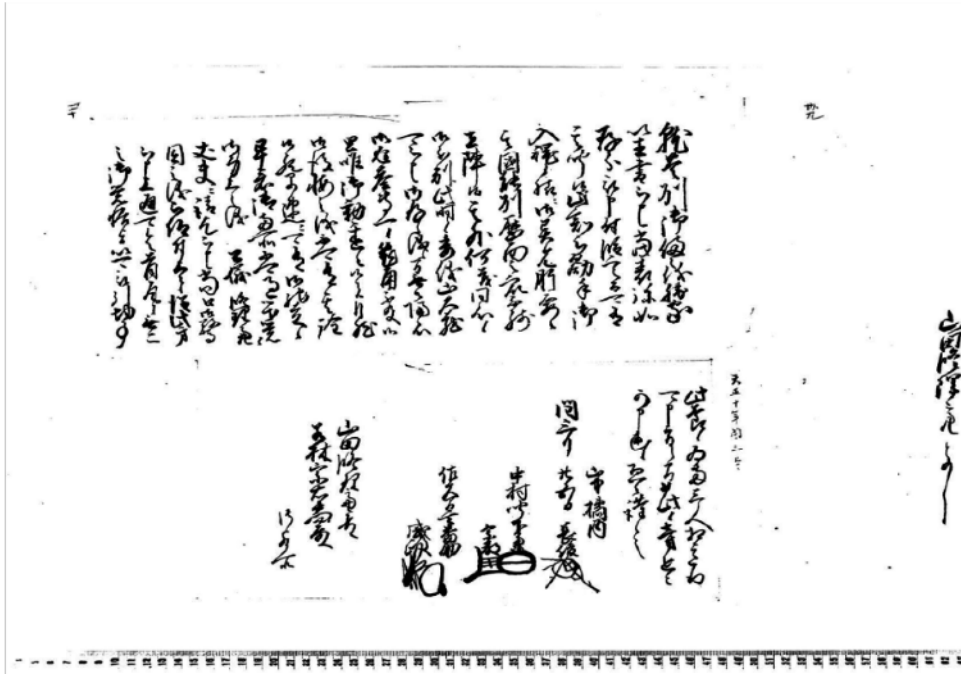
任されていることから、柴田勝家からの高い信頼が読み取れるのではないだろうか。この点は今後の山中長俊研究の一助になればと考える。

もちろん、彼はこのような仕事だけを任されていたわけではないであろう。また今回は平時の役割についても全く触れることができなかった。加えて、山中長俊がいかにして仕える者を変えていたのか、変えた先でなぜ高い地位にいられたのかについて等々でも調べることができなかった。今後の課題であろう。今回は検討できなかった甲賀・山中氏に関する研究も踏まえることで、より正確な結果を得られるとも考える。

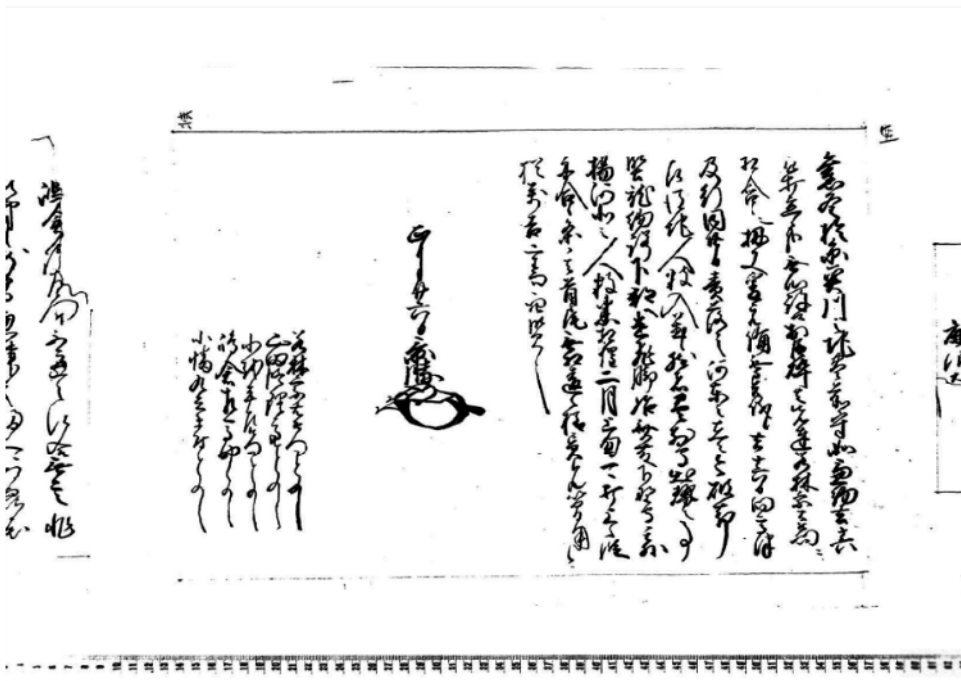
〔付記〕 本稿は字数の関係で、卒業論文「戦国織豊期の伊賀衆についての一考察―様々な者との関係から―」の第三章を中心に大幅に縮小改訂したものである。



史料4:「柴田勝家書状」(東京大学史料編纂所所蔵)



史料5：「佐久間盛政等三名連署状」（東京大学史料編纂所所蔵）



史料7：「上杉景勝書状」（東京大学史料編纂所所蔵）

文末脚注

- (1) 伊賀市『伊賀市史・資料編古代・中世』第四卷（伊賀市、二〇〇八年）
- (2) 「浅井長政書状」（『伊賀市史・資料編古代・中世』第四卷一六二九号）、伊賀市前掲注（一）書、七五〇頁。
- (3) 斉藤司「豊臣期、関東における山中長俊の動向」（『立正史學』第六〇号、立正大学史学会、一九八六年、七一―二〇頁）八頁。
- (4) 斉藤前掲注（三）論文、八頁。
- (5) 斉藤前掲注（三）論文、八一―九頁。
- (6) 石田晴男『中世山中氏と甲賀郡中惣』（同成社、二〇二一年）、等を参考。
- (7) 「佐久間盛政書状写」（『伊賀市史・資料編古代・中世』第四卷一六六五号）
- (8) 織田信孝から伊勢国神戸城を与えられた人物である「小島兵部少輔」か。「勢州軍記」下（『統群書類従』第二十一輯上合戦部巻五九八末、底本「宮内省図書寮（現書陵部）所蔵本」オンライン、「ジャパンナレッジ」インターネット、<https://japanknowledge.com/lib/display/?kw=%E5%B0%8F%E5%B3%B6%E5%85%B5%E9%83%A8%E5%B0%91%E8%BC%94&lid=91021V420057#V24200200>（二〇一三年一月八日最終アクセス）五七頁。】
- (9) 伊賀市前掲注（一）書、七八二頁。
- (10) 「柴田勝家書状写」（『伊賀市史・資料編古代・中世』第四巻一六六六号）
- (11) 久保氏は、この部分を「信楽口でも田上・和東・田原のどの口でも結構だから、見当をつけて火急の行動が先決だ。」と訳していた。「久保文武『伊賀市叢考』（図書印刷同朋舎、一九八六年）、三二七頁。】
- (12) 「徳山秀現・佐久間盛政連署添状写」（『伊賀市史・資料編・古代・中世』第四巻一六六七号）
- (13) 「柴田勝家書状」（オンライン、「東京大学史料編纂所 日本古文書ユニオンカタログ」、インターネット、<https://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w21/detail/20170217000385>（二〇一三年六月二七日最終アクセス））
- (14) 「佐久間盛政等三名連署状」（オンライン、「東京大学史料編纂所 日本古文書ユニオンカタログ」、インターネット、<https://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w21/detail/20170217000384>（二〇一三年六月二七日最終アクセス））
- (15) 加賀市史編纂委員会編『加賀市史・通史』上巻（加賀市役所、一九七八年）五一―頁。
- (16) 加賀市史編纂委員会前掲注（一五）書、五一―頁。
- (17) 加賀市史編纂委員会前掲注（一五）書、五一―頁。
- (18) 「長尾系図」（『統群書類従』第六輯上系図部巻一四六、底本「諸家系図纂（巻十三之三）」オンライン、「ジャパンナレッジ」インターネット、<https://japanknowledge.com/lib/display/?kw=%E5%B1%B1%E7%94%B0%E4%BF%AE%E7%90%86%E4%BA%AE&lid=91021V110264#V21104100>（二〇一三年一月六日最終アクセス））二六四頁。
- (19) 長岡市編『長岡市史・通史編』上巻（長岡市、一九九六年）一七三頁。
- (20) 長岡市前掲注（一九）書、一七三―一七四頁。
- (21) 長岡市前掲注（一九）書、二六八―二七一頁。
- (22) 「上杉景勝書状」（オンライン、「東京大学史料編纂所 日本古文書ユニオンカタログ」、インターネット、<https://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w21/detail/20170217000380>（二〇一三年六月二七日最終

終アクセス)

- (23) この書状における「揚河北」にある地のようである。「中川佳奈
「御館の乱の発生について…謙信政権下での景勝・景虎の役割とその
背景」(『ゆけむり史学』創刊号、二〇〇七年、一五―二二頁、オン
ライン、「別府大学機関リポジトリ」、インターネット [http://repo.
beppu-u.ac.jp/modules/xoonips/detail.php?id=ys00104](http://repo.beppu-u.ac.jp/modules/xoonips/detail.php?id=ys00104) (二〇一三年
一月七日最終アクセス) 博士論文) 二〇頁。]
- (24) 現在の北蒲原郡・岩船郡に相当する阿賀野川が当時揚河と呼ばれ、
それより北が揚北と呼ばれ、そこにかまえる鎌倉期以来の国人たち
による「揚北衆」というものが存在していた。「佐藤博信「戦国大名
の形成過程―越後国の場合―」(阿部洋輔編『戦国大名論集九…上杉
氏の研究』(吉川弘文館、一九八四年) 一九五―二三六頁) 二〇六
頁。]
- (25) 上杉景勝と上杉景虎が上杉謙信の後継者の座を争った戦い。(長岡
市前掲注(一九) 書、二七三―二七四頁。)
- (26) 長岡市前掲注(一九) 書、二七五頁。
- (27) 長岡市前掲注(一九) 書、二七八―二七九頁。

編集後記

『駿台史学』180号別冊をお届けします。
本誌とは違い、別冊は原稿募集・執筆者の選定・ページ数の調整等を企画委員会で行っています。その経緯は170号別冊に書かれているとおりで、駿台史学会賞受賞者を中心とした各専攻の優秀卒論・修論執筆者について、発表会とともに刊行の機会を提供しています。発表会は2023年7月1日にオンライン形式で行い、全ての専攻から7人の報告者を迎えました。学部生を含め参加者は最大50名となり、活発な議論が行われました。発表会に比べ、別冊の

方は文字数制限が厳しく、査読付きとなる本誌への投稿をめざす対象者も多く、まだまだ定着しきれていないところもあります。公刊への重要な機会として守っていければと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

なお、実際原稿取りまとめ、印刷所との折衝や原稿受け渡しは、事務局の里館翔大さんが滞りなく行ってくれたことを申し添えます。細かい対応に感謝いたします。

(荒又美陽)

執筆者紹介（目次順）

西村 拓望 （2022年度駿台史学会賞受賞者）

小野 陽菜 （2022年度駿台史学会賞受賞者）

学会ホームページ：<https://www.sundaishigakukai.com/>

お問合せメールアドレス：sundai@meiji.ac.jp

駿台史学 第180号別冊

2023年12月18日 印刷

2023年12月21日 発行

編集兼 駿台史学会
発行者

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1
明治大学文学部共同研究室

電話 03 (3296) 2258

振替 00120 - 3 - 121661

印刷者 (株) 丸井工文社